

愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成 16 年 12 月

(平成 20 年 3 月改訂)

(平成 27 年 6 月改訂)

(平成 30 年 3 月改訂)

愛 知 県

第1章 計画策定の経緯、趣旨及び基本的事項	
第1節 経緯	1
第2節 趣旨	2
第3節 計画の基本的事項	2
1 計画期間	2
2 計画の対象	2
3 基本的方針	3
4 処分期間等	3
5 その他	4
第2章 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み	
第1節 現状	4
1 PCB廃棄物の保管量	4
2 PCB使用製品の所有量	5
第2節 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み	6
1 高濃度PCB廃棄物	6
2 低濃度PCB廃棄物	7
第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制	
第1節 PCB廃棄物の処理体制	8
1 高濃度PCB廃棄物	8
2 低濃度PCB廃棄物	9
第2節 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策	10
1 保管事業者及び所有事業者の責務及び役割	10
2 処分業者等及び収集運搬業者等の責務及び役割	11
3 県及び県内の26条政令市の責務及び役割	12
第3節 PCB廃棄物の処理施設の整備	12
第4節 PCB廃棄物の広域的な処理の体制	12
第5節 PCB廃棄物の収集運搬体制の確保	13
第6節 PCB廃棄物処理基金による処理の促進	13
第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進	
第1節 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置	14
1 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品	14
2 低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品	15
第2節 監視及び指導の徹底	15
第3節 関係者相互の連携	16
第4節 緊急時の対応	16
第5節 県民の理解を深めるための方策	17
第6節 その他必要な事項	17

第1章 計画策定の経緯、趣旨及び基本的事項

第1節 経緯

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性、不燃性に優れており、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件の発生等をきっかけに、昭和47年からは、PCBの新たな製造はなくなり、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が原則として禁止となった。

一方、PCBの処理体制の整備が停滞し、高圧変圧器及び高圧コンデンサーを始めとしたPCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）における長期にわたる保管が継続する中、PCB廃棄物の紛失等に伴う環境汚染の進行が懸念される状況となった。

このため、国においては、平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）を制定し、保管事業者に対するPCB廃棄物の保管状況等の届出や平成28年7月までの処理を義務づけるとともに、高濃度PCB廃棄物について、全国5か所において日本環境安全事業株式会社（現「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」）による拠点的広域処理施設の整備が進められた。

また、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において、無害化処理認定制度の対象に低濃度PCB廃棄物が追加され、当該制度により低濃度PCB廃棄物の処理が開始された。

県では、PCB廃棄物の保管に関して、事業者に対して廃棄物処理法に基づく保管基準の遵守や、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置を指導し、全国に先駆けて、個体管理番号付きステッカーを廃棄物本体に貼付してPCB廃棄物の個体管理を行い、紛失防止対策に努めるとともに、迅速かつ適正なPCB廃棄物の処理委託を指導してきた。

また、東海4県のPCB廃棄物処理が推進されるよう、東海4県及び4県内のPCB特別措置法第26条第1項の政令で定める市（以下「26条政令市」という。）で構成する「PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会」（以下「東海地区広域協議会」という。）を通じて国及び関係自治体と必要な調整を実施してきた。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社による高濃度PCB廃棄物の処理については、処理事業開始後、処理困難なPCB廃棄物の対策、処理作業員への安全対策等、処理施設の整備時には想定できなかった課題が発生し、当初予定していた平成28年7月までの処理完了が困難となった。このため、国は平成24年12月に、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処理期限を改め、平成39年3月とした。

国においては、平成26年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を変更して、新たに、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に処分委託を行う期限である「計画的処理完了期限」と、今後新たに発生するPCB廃棄物、処理困難物への対応及び事業終了のための準備を行う期間である「事業終了準備期間」を設定した。

さらに平成28年にはPCB特別措置法を改正し、計画的処理完了期限前の「処分期間」内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を処分委託又は廃棄すること等を義務付け、都道府県知事等の報告徴収及び立入権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行等を新たに制定した。

また、電気事業法では、既に設置されているPCB使用電気工作物の使用が認められ

てきたが、平成13年のPCB特別措置法の制定に併せて同法電気関係報告規則が改正され、PCB使用電気工作物の使用及び廃止の状況を届け出ることが義務付けられた。さらに、平成28年のPCB特別措置法の改正と併せて電気事業法に基づく経済産業省令等の改正により、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、使用禁止等の措置を講ずることとされた。

東海4県の高濃度PCB廃棄物については、地元自治体及び地元住民の理解と協力の下、豊田市内に大型変圧器・コンデンサー等を処理対象とした豊田PCB処理事業所が、また北九州市内に安定器及び汚染物等を処理対象とした北九州PCB処理事業所がそれぞれ設置され、うち豊田PCB処理事業所では、平成17年9月から開始された処理事業により、平成28年度末時点で県内のPCB廃棄物のうち、大型変圧器・コンデンサー等について、あわせて91%が、安定器及び汚染物については44%が処理されている。

第2節 趣旨

PCB特別措置法では、国は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定し、また、都道府県及びPCB特別措置法第7条第1項の政令で定める市（県内では豊田市が指定されている。）は、この基本計画に即してPCB廃棄物処理計画の策定が義務づけられた。

県は、安全・安心な県土の確保を目ざし、県内におけるPCB廃棄物を、適正に保管し確実かつ適正な処理を計画的に推進するため、PCB特別措置法第7条の規定に基づき、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「県処理計画」という。）を平成16年12月に策定した。

この県処理計画は、平成28年7月に基本計画が変更されたことから、PCB特別措置法第7条の規定により、基本計画に即して変更を行ったものである。

第3節 計画の基本的事項

1 計画期間

本計画は、PCB特別措置法第14条に基づき同法施行令第7条で定める処分の期間である平成39年3月31日までを計画期間とする。

2 計画の対象

本計画は、愛知県内にあるPCB特別措置法第2条第1項に定めるPCB廃棄物（注1）及び同条第3項に定めるPCB使用製品（注2）（いずれも豊田市内分を除く。以下同じ。）を対象とする。

注1）PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの

注2）PCB原液又はPCBを含む油若しくはPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品

なお、PCB廃棄物の種類は、以下のとおりである。

①高濃度PCB廃棄物

PCB特別措置法第2条第2項に定めるPCB廃棄物（PCB原液が廃棄物となったもの、PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているPCBの重量割合が0.5%を超えるもの及びPCBが塗布され、染み込み、付着し又は封入された物が廃棄物となったものうち、PCBを含む部分に含まれているPCBの

重量割合が 5,000 mg/kgを超えるもの)

②低濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物

3 基本の方針

- ①PCB特別措置法の未届けのPCB廃棄物及び現在使用中であるPCB使用製品等、今後処理が見込まれるすべてのPCB廃棄物の把握に努めるとともに、PCB特別措置法及び基本計画に定める中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業所における処分期間等を考慮し、1日も早く、安全かつ適正に処理を完了する。
- ②多量の高濃度PCB廃棄物の保管事業者及び多量の高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）の所有事業者は、PCB廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項及び高濃度PCB使用製品の確実な廃棄の見込みを定めた計画を策定し、計画的な処理を行う。
- ③県、県内の26条政令市、国、保管事業者、所有事業者、PCB廃棄物処理施設を設置する者、PCB廃棄物無害化処理施設を設置する者及び自らPCB廃棄物の処分を行う者（以下「処分業者等」という。）、PCB廃棄物を収集運搬する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び自らPCB廃棄物の収集運搬を行う者（以下「収集運搬業者等」という。）等の関係者は、それぞれの役割分担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の積極的な取組に努めるとともに、各々連携して計画的な処理の推進を図る。
- ④PCB廃棄物の把握、適切な保管、早期処理の促進のため、事業者に対して周知・啓発を継続的に実施するとともに、PCB特別措置法に基づく保管届出等により、処理状況等を適切に把握するなど、本計画の進行管理を実施していく。

4 処分期間等

高濃度PCB廃棄物の処分期間は、PCB特別措置法第10条第1項に基づく法定期限である表1-3-1に示すとおりとする。ただし、計画的処理完了期限までの処分委託が確実であり、中間貯蔵・環境安全事業株式会社と契約等を締結しており、知事に届け出た事業者においてはPCB特別措置法第10条第3項に基づき、処分期間の末日から1年を経過した日（特例処分期限日）までとする。

また、低濃度PCB廃棄物の処分期間は、PCB特別措置法第14条に基づく法定期限である平成39年3月までとする。

表1-3-1 PCB廃棄物の処分期間等

PCB廃棄物の種類		処理施設	処分期間の末日	計画的処理完了期限日
高濃度PCB廃棄物	大型変圧器・コンデンサー等 ^(注1)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田処理事業所	平成34年3月31日	平成35年3月31日
	安定器及び汚染物等 ^(注2) （小型電子機器の一部に限る。）			
	安定器及び汚染物等 ^(注2) （小型電気機器の一部を除く。）	中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州処理事業所	平成33年3月31日	平成34年3月31日

低濃度PCB廃棄物	全てのもの	無害化処理認定施設等 ^(注3)	平成39年3月31日	—
-----------	-------	----------------------------	------------	---

注1) 高濃度PCBを使用した高圧変圧器及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「大型変圧器等」という。）、高濃度PCBを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「大型コンデンサー等」という。）並びに廃PCB及びPCBを含む廃油（以下「廃PCB等」という。）の総称（以下同じ）。

注2) 高濃度PCBを使用した低圧変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度PCB廃棄物であって大型変圧器・コンデンサー等及び安定器を除いたものをいう（以下同じ）。

注3) 環境大臣が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4に基づき無害化処理についての認定を行った施設又は都道府県知事が同法第14条の4に基づき特別管理産業廃棄物処理業の許可及び同法第15条に基づき産業廃棄物処理施設の設置の許可を行った施設をいう。

5 その他

本計画は、国の基本計画の見直し及びPCB廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととする。

第2章 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

第1節 現状

1 PCB廃棄物の保管量

PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内（豊田市を除く。以下同じ。）の保管事業者から届出された平成28年3月31日現在の高濃度PCB廃棄物の種類別の保管量は表2-1-1のとおりであり、県内においては、高圧変圧器及び高圧コンデンサーが2,819台、低圧変圧器及び低圧コンデンサーは39,529台、安定器は約36万台、感圧複写紙は約15トンが保管されている。

また、低濃度PCB廃棄物の種類別の保管量は表2-1-2のとおりであり、県内においては、高圧変圧器及び高圧コンデンサーが12,374台、低圧変圧器及び低圧コンデンサーは148,399台、安定器は約0.3万台、感圧複写紙は約8.7トンが保管されている。

表2-1-1 高濃度PCB廃棄物保管量

平成28年3月31日現在

廃棄物の種類	保管量
高圧変圧器	181台
高圧コンデンサー	2,638台
低圧変圧器	68台
低圧コンデンサー	39,461台
柱上変圧器	30,949台
安定器	358,312個
廃PCB	0.4トン

PCBを含む廃油	5.7 トン
感圧複写紙	15.3 トン
ウエス	2.0 トン
汚泥	1.1 トン
その他機器等	1,335 台

表 2-1-2 低濃度 PCB 廃棄物保管量

平成 28 年 3 月 31 日現在

廃棄物の種類	保管量
高圧変圧器	10,915 台
高圧コンデンサー	1,459 台
低圧変圧器	302 台
低圧コンデンサー	148,097 台
柱上変圧器	71,136 台
安定器	3,192 個
廃 PCB	0 トン
PCB を含む廃油	5,855.9 トン
感圧複写紙	8.7 トン
ウエス	41.4 トン
汚泥	11.5 トン
その他機器等	21,675 台

注 1) 「PCB」、「PCB を含む油」については、容量で届出されたものについては、 $1\text{ m}^3 = 1\text{ トン}$ に換算して計上した。

注 2) 「その他の機器」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器及び整流器等をいう。

2 PCB 使用製品の所有量

PCB 特別措置法第 8 条の規定に基づき、県内の保管事業者から県又は県内の 26 条政令市に届出された平成 28 年 3 月 31 日現在の PCB 使用製品の種類別の所有量を基に作成した PCB 使用製品の所有量は、表 2-1-3 のとおりである。

なお、柱上変圧器については、微量の PCB が絶縁油中に誤混入したものであり、中部電力株式会社が主に県内で自ら処理することとしていることから、同社が供給区域内（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県及び長野県）で使用しているもののうち、微量の PCB が含まれているおそれのある台数を示した。

表 2-1-3 PCB 使用製品の所有量

平成 28 年 3 月 31 日現在

高濃度 PCB 使用製品の種類	事業場数	所有量	低濃度 PCB 使用製品の種類	事業場数	所有量
高圧変圧器	13	42 台	高圧変圧器	278	1,828 台

高圧コンデンサー	48	315 台	高圧コンデンサー	27	129 台
低圧変圧器	5	10 台	低圧変圧器	22	49 台
低圧コンデンサー	9	678 台	低圧コンデンサー	3	5 台
柱上変圧器	0	0 台	柱上変圧器	-	約 162,000 台
安定器	62	7,447 個	安定器	3	94 個
廃 PCB	2	0.001 トン	廃 PCB	0	0 トン
PCB を含む廃油	0	0 トン	PCB を含む廃油	2	0.02 トン
感圧複写紙	0	0 トン	感圧複写紙	0	0 トン
ウエス	0	0 トン	ウエス	0	0 トン
汚泥	0	0 トン	汚泥	1	0.04 トン
その他機器等	31	277 台	その他機器等	55	305 台

注)「その他の機器」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器及び整流器等をいう。



高圧変圧器



高圧コンデンサー



安定器 (蛍光灯用)

第2節 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

1 高濃度 PCB 廃棄物

本章第1節に基づく平成28年3月31日現在の高濃度 PCB 廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込みは表2-2-1のとおりである。

表2-2-1 高濃度 PCB 廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

種類	保管量	発生量 ^(注1)	処分量	
			～27年度 (実績)	28年度～
高圧変圧器	181 台	42 台	} 704 台	223 台
低圧変圧器	68 台	10 台		78 台
柱上変圧器	30,949 台	0 台		30,949 台

高圧コンデンサー	2,638 台	315 台	} 19,609 台	2,953 台
低圧コンデンサー	39,461 台	678 台		40,139 台
安定器	358,312 個	7,447 個	21,450 個	365,759 個
廃PCB	0.4 トン	0.001 トン	} 70 トン	0.401 トン
PCBを含む廃油	5.7 トン	0 トン		5.7 トン
感圧複写紙	15.3 トン	0 トン	0.1 トン	15.3 トン
ウエス	2.0 トン	0 トン	0.5 トン	2.0 トン
汚泥	1.1 トン	0 トン	} 1.2 トン	1.1 トン
その他機器等	1,335 台	277 台		1,612 台

注1)「発生量」とは、現在使用中のものが廃棄物となる見込みの量である。

2 低濃度PCB廃棄物

①電力会社が保有する柱上変圧器

中部電力株式会社が保有している柱上変圧器の保管量、発生量及び処分量の見込みは表2-2-3のとおりであり、供給区域内に保管又は使用中のものを主に自ら処分することとしている(第3章第1節2①参照)。

表2-2-3 柱上変圧器に係る保管量、発生量及び処分量の見込み

種類	保管量	発生量	処分量	
			～27年度 (実績)	28年度～
柱上変圧器 (容器及び部材)	約209,000台	約162,000台	約809,000台	約371,000台
柱上変圧器由来 の微量のPCB を含む絶縁油	約5,300トン	約17,700トン	約67,000トン	約23,000トン

注1)「保管量」とは、供給区域内に保管しているもののうち、処分が必要となる見込みの量である。

注2)「発生量」とは、現在使用中のものが廃棄物となる見込みの量である。

②①を除く低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品は、PCB汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多いといった課題を踏まえ、国にお

いて、今後、正確な全体像を把握することとし、そのための方策について検討することとされており、検討内容を踏まえて処分量の把握に努める。

また、中部電力株式会社が保有する大型機器等については、PCB廃棄物の処分量の把握に努め、子会社を始めとするPCB廃棄物無害化処理施設により処分することとしている(第3章第1節2②参照)。

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制

第1節 PCB廃棄物の処理体制

1 高濃度PCB廃棄物

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、豊田市細谷町地内に拠点的広域処理施設として豊田PCB処理事業所を設置し、東海4県(愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県)を処理対象区域として、PCB廃棄物の処理を平成17年9月から開始している。

なお、平成28年7月に変更された基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業所の処理能力を相互に活用する。

①大型変圧器・コンデンサー等

大型変圧器・コンデンサー等の処理を平成17年9月から開始しており、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪PCB処理事業所で処理困難な一部機器についても、処理をすることとする。施設の概要は表3-1-1のとおりである。

表3-1-1 中間貯蔵・環境安全事業(株)豊田PCB処理事業所のPCB廃棄物処理施設の概要

項目		内容	
設置場所		豊田市細谷町三丁目1番地1	
処理区域		愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県 大阪PCB処理事業対象地域の一部機器	
処理能力等	PCB	1.6トン/日	
	処理方式	脱塩素化分解方式	
	容器・部材	10.8トン/日	2.7トン/日
	処理方式	溶剤洗浄法	真空加熱分離法
処理開始		平成17年9月	
処分期間の末日		平成34年3月31日	
計画的処理完了期限		平成35年3月	
事業終了準備期間		平成35年4月～平成38年3月	

注1) PCB処理能力は、PCB(濃度100%)の分解能力である。

注2) 豊田PCB処理事業所で処理できない一部のコンデンサー(ポリプロピレンコンデンサー)については、大阪PCB処理事業所(大阪市此花区)で処理する。

注3) 計画的処理完了期限とは、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に処分委託を行う期限である。

注4) 事業終了準備期間とは、今後新たに発生する廃棄物や、処理困難物への対応及び事業終了のための準備を行う期間である。

②安定器及び汚染物等

安定器及び汚染物等の処理については、小型電気機器の一部を中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所で処理し、それ以外のものを同社北九州PCB処理事業所で処理することとする。施設の概要は表3-1-2のとおりである。

表3-1-2 中間貯蔵・環境安全事業(株)北九州PCB処理事業所の安定器及び汚染物等の処理に係るPCB廃棄物処理施設の概要

項目		内容
設置場所		福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24
処理区域 (安定器及び汚染物等)		豊田PCB処理事業対象地域 北九州PCB処理事業対象地域 大阪PCB処理事業対象地域
処理能力等	容器・部材	10.4トン/日
	処理方式	プラズマ熔融分解方式
処理開始		平成21年7月
処分期間の末日		平成33年3月31日
計画的処理完了期限		平成34年3月
事業終了準備期間		平成34年4月～平成36年3月

2 低濃度PCB廃棄物

①柱上変圧器

中部電力株式会社は、自社が保有する柱上変圧器を自ら処分することとし、名古屋市港区内において、柱上変圧器由来の低濃度のPCBを含む絶縁油の処理を平成17年2月から開始している。

また、海部郡飛島村内において、低濃度のPCBを含む絶縁油が付着した容器・部材の処理を平成20年5月から開始している。

それらの施設の概要は表3-1-3及び表3-1-4のとおりである。

表3-1-3 低濃度のPCBを含む絶縁油の処理施設の概要

項目		内容
設置場所		名古屋市港区潮見町37番6
処理能力等	絶縁油	22トン/日
	処理方式	脱塩素化分解方式
処理開始		平成17年2月
処理終了		平成39年3月

表3-1-4 柱上変圧器容器・部材の処理施設の概要

項目		内容
設置場所		海部郡飛島村東浜三丁目5番地
処理能力等	容器・部材	100トン/日
	処理方式	溶剤洗浄法
処理開始		平成20年5月
処理終了		平成39年3月

②柱上変圧器を除く低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物（柱上変圧器を除く。）については、国が認定するPCB廃棄物無害化処理施設又は各都道府県知事等が許可する処理施設で処理することとする。

なお、中部電力株式会社が保有する低濃度のPCBに汚染された大型機器等については、子会社を始めとするPCB廃棄物無害化処理施設で処理することとしている。当該子会社の施設の概要は表3-1-5のとおりである。

表3-1-5 低濃度のPCBに汚染された大型機器等の処理施設の概要

項目		内容	
設置場所		知多郡武豊町	弥富市
処理能力等	変圧器等	3台／7日	3台／7日
	処理方式	加熱強制循環洗浄法	加熱強制循環洗浄法
処理開始		平成27年3月	平成28年3月
処理終了		平成39年3月	平成39年3月

第2節 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策

1 保管事業者及び所有事業者の責務及び役割

保管事業者は、法的処理期限である平成39年3月及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業所における処分期間内（特例処分期限日が適用される者においては特例処分期限日までと読み替えるものとする。以下同じ。）で早期に処理が完了するよう、自ら又はPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物処分業者若しくはPCB廃棄物無害化処理認定事業者（以下「処分業者」という。）のいずれかに委託して、PCB特別措置法に基づいて計画的かつ適正にPCB廃棄物を処分するとともに、PCB廃棄物が処理されるまでの間は、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法に基づく保管基準に従って適正に保管しなければならない。

高濃度PCB使用製品の所有事業者は、PCB特別措置法又は電気事業法に基づき、計画的かつ適正に廃棄しなければならない。低濃度PCB使用製品の所有事業者は、できるだけ早期に廃棄するよう努める。

なお、保管事業者及び所有事業者は、次の責務及び役割を履行しなければならない。

- ・ 保管事業者は、PCB廃棄物の保管から処分に至るまでの業務を適切に行わせるため、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
- ・ 保管事業者及び所有事業者は、PCB特別措置法又は電気事業法に基づき、保管、所有及び処分の状況を知事、県内の26条政令市長又は中部近畿産業保安監督部長に毎年届け出る。また、保管事業者は、個々のPCB廃棄物に個体管理番号付きステッカーを貼付して、PCB廃棄物の紛失及び不適正処理の未然防止を徹底する。

PCB廃棄物

PCBが含まれています。
処理の委託先は、PCB廃棄物の
処理ができる許可業者である必要
があります。

管理番号付き
ステッカーの例

愛知県管理番

- ・ 保管事業者及び所有事業者は、処分に当たり、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、処分期間内に確実に処分するため、処分業者と調整を行った上で、委託する時期を定めるなど計画的な処分に努める。
- ・ 多量の高濃度PCB廃棄物の保管事業者及び多量の高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）の所有事業者にあつては、県処理計画に即し、処分業者と受入計画の調整を行った上で、高濃度PCB廃棄物の適正な保管、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他計画的な処分並びに高濃度PCB使用製品の確実な廃棄に関する事項を定めた計画を策定し、県又は県内の26条政令市に報告するとともに、計画的な処理に努める。
- ・ 保管事業者及び所有事業者は、PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県及び県内の26条政令市が実施する施策に協力する。

2 処分業者等及び収集運搬業者等の責務及び役割

処分業者等は、処理施設の整備及び稼動に際して、廃棄物処理法に定める処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を遵守するとともに、同法に定める処分の基準を遵守しなければならない。さらに、次の責務及び役割を履行しなければならない。

- ・ 安全性の観点から、定期的に処理施設を点検整備する。
- ・ PCB廃棄物が処分期間内で早期に、確実かつ適正に処理が実施できるよう、受入基準、受入計画を定め、保管事業者及び収集運搬者と十分な連絡調整を行い、計画的な処理が進むように努める。
- ・ 長期間の保管により、生活環境保全上の支障が生ずるおそれのあるPCB廃棄物について、県又は県内の26条政令市から早急に処理するよう要請があった場合は、速やかに処理できるように協力する。
- ・ PCB廃棄物の搬入、処分の状況や排出モニタリング結果等PCB処理に関する情報や処理施設の積極的な公開を行い、住民の理解と信頼を得るように努める。
- ・ 緊急時の応急措置、連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルを整備し、このマニュアルに基づく具体的作業手順等を作業従事者に対し教育を行うものとし、必要に応じ緊急時を想定した模擬訓練を実施する。
- ・ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県及び26条政令市が実施する施策に協力する。

また、収集運搬業者等は、PCB廃棄物の収集運搬にあたり、廃棄物処理法に定める基準を遵守しなければならない。さらに、国が定めた「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」又は「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を遵守し、

安全かつ効率的な収集運搬を行うとともに、保管業者及び処理業者と相互に調整を図り、確実かつ適正な収集運搬に努めるものとする。

3 県及び県内の26条政令市の責務及び役割

県及び県内の26条政令市は、その区域内に存在するPCB廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）の所有の状況を実地に把握するとともに、必要な調査を行った上で、保管事業者、所有事業者、収集運搬者等及び処分業者等に対し、立入検査等を通じて廃棄物処理法及びPCB特別措置法の遵守を指導徹底する。また、PCB使用製品の所有事業者に対しては、できるだけ早期の代替品への転換を周知・啓発するとともに、保管事業者及び所有事業者に対して、処分期間内における早期の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進する。

さらに、県及び県内の26条政令市自らも率先してその保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託・廃棄を早期に行うとともに、低濃度PCB廃棄物の処分委託を確実にを行い、低濃度PCB使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去に努める。

また、PCB廃棄物の安全かつ効率的な広域の収集運搬及び処理が計画的に進められるよう、関係の県、県内の26条政令市及び処分業者との調整を行い、保管事業者に対する指導や収集運搬業者の処理施設への計画的な搬入に関する統一的な指導の方針を定めて、事業者を指導する。

さらに、環境中のPCBの状況を把握するため、河川などの公共用水域等におけるPCBの測定を継続して実施する。

このほか、県は、中小企業者、一定規模以下の法人及び経済的理由により負担能力の低い保管者（以下「中小企業者等」という。）が保有するPCB廃棄物の処理費用の軽減を目的として、国、産業界と協調してPCB廃棄物処理基金の造成し、中小企業者等の負担軽減を図っている（本章第6節参照）。

第3節 PCB廃棄物の処理施設の整備

県内においては、大型変圧器・コンデンサー等の処理施設として、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が拠点的広域処理施設を稼働させている。また、PCB廃棄物である柱上変圧器の処理施設として、中部電力株式会社が名古屋市港区内で絶縁油の処理施設を、海部郡飛島村で容器、部材の処理施設を稼働させている（本章第1節参照）。

また、微量PCB汚染廃電気機器等の処理ができるPCB廃棄物無害化処理施設については、安全かつ効率的な処理を促進するため、今後さらなる整備が望まれる。

第4節 PCB廃棄物の広域的な処理の体制

前節に示したこれら県内のPCB廃棄物処理施設における円滑な処理や広域的な収集運搬が確実かつ適正に進められるためには、国、県及び26条政令市の相互の密接な連携が必要であり、東海地区広域協議会等を通じて、関係の県及び26条政令市と十分な協議、調整を行う。

また、これらの調整の結果を踏まえて、処理施設への計画的な搬入の方針を定め、保管事業者、収集運搬者及び処分業者に対し関係の県及び26条政令市が統一的に指導を行うことにより計画的な広域処理を推進する。

なお、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処理にあたり、豊田PCB処理事業所以

外の事業所で処理するものについては、当該事業対象地域の広域協議会等と協議、調整を行う。

第5節 PCB廃棄物の収集運搬体制の確保

PCB廃棄物の収集運搬の体制の整備に当たっては、少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、PCB廃棄物の種類が多岐にわたること、処理施設の規模及び処理施設までの距離に応じて適正かつ計画的な搬入が確保される必要があること等を踏まえ、処理能力に見合った収集運搬ができる体制とするとともに、その運搬距離に応じた適切かつ効率的な輸送手段とすることが重要である。

また、PCB廃棄物の処理施設への収集運搬に当たっては、一層の安全性及び効率的かつ計画的な搬入を確保するため、収集運搬者による運搬ごとの運行管理及び処分業者等による搬入管理も重要である。

このため、県は、処理施設への計画的な搬入、運搬経路、保管事業者への指導及び緊急時の連絡体制等に関して、東海地区広域協議会等を通じて、関係の県及び26条政令市と協議、調整を行うとともに、収集運搬に当たっては、国が定めた「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の遵守のほか、収集運搬業者に対しては、GPSを利用した車両運行管理システムの整備を指導し、保管事業者に対しては、計画的な処分の実施を啓発、指導することにより確実かつ適正な収集運搬体制の確保を図る。

さらに、収集運搬時の事故等緊急時に適切に対応するため、収集運搬者に対しては、緊急時の応急措置、連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルの整備や、このマニュアルに基づく作業従事者への教育、緊急時を想定した模擬訓練の実施を指導する。

なお、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処理にあたり、豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理するものに係る収集運搬については、処理事業対象地域及び通過地域の広域協議会等とその方法等に関し協議、調整を行う。

第6節 PCB廃棄物処理基金による処理の促進

廃棄物の処理については、廃棄物処理法第3条に基づき、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められており、PCB廃棄物の処理についても、その保管事業者による費用負担で処理されなければならない。

一方、高圧変圧器等は、機器が大型であって相当量のPCBが含まれていることから、高額な処理費用を要すると見込まれている。

このため、中小企業者をはじめとする処理費用の負担能力が小さい者にとって経済的に大きな負担となることから、国は平成13年度から、国、都道府県及び産業界の拠出による「PCB廃棄物処理基金」を環境事業団（平成16年4月1日以降は独立行政法人環境再生保全機構に承継）に設置した。この基金により、中小企業者が保管しているPCB廃棄物のうち高圧変圧器等の処理費用の負担軽減が図られ、さらに平成26年4月からは、一定規模以下の法人、個人についてもその負担能力を考慮し、基金による負担軽減の対象となった。

県は、県内の中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の負担の軽減を図り、早期処理を促進するため、平成13年度から毎年この基金に出えんしている。

PCB廃棄物処理基金の仕組みは図3-6-1のとおりである。

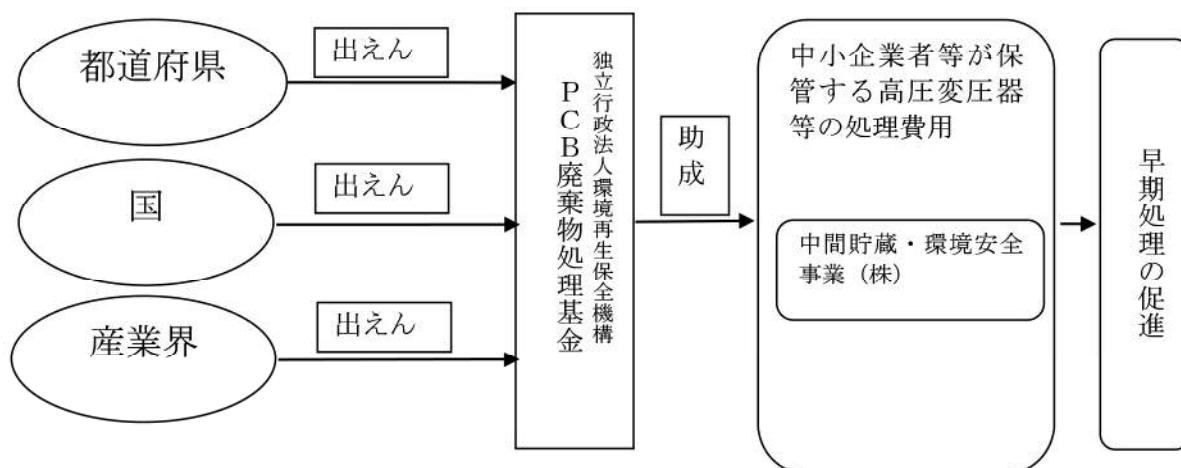


図3-6-1 PCB廃棄物処理基金の仕組み

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

第1節 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置

1 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品

高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品について、本県、26条政令市、国及び関係団体等が連携し、情報交換や保管事業者等への普及啓発を行い、処分期間内にすべての処理を終了させるため、以下の項目に留意して推進していく必要がある。

①高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の掘り起こし調査

未届けの高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を把握するため、これらを保管、所有している可能性のある事業者に対して掘り起こし調査を行う。

②高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の廃棄及び適正な処理

掘り起こし調査等によって明らかとなった高濃度PCB廃棄物の保管及び高濃度PCB使用製品の所有状況に基づき、保管事業者及び所有事業者に届出を徹底させること並びに高濃度PCB廃棄物の適正な保管のための措置、処分に当たっての安全な収集運搬の確保のための措置及び高濃度PCB廃棄物の処分期間内の計画的な処分のための取組並びに高濃度PCB使用製品の確実な廃棄のための取組を講ずるよう必要な指導等を行う。

PCB特別措置法により、高濃度PCB廃棄物については処分期間内の処理が、高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）については処分期間内の廃棄及び処分が義務付けられている。また、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品についても、電気事業法において、当該製品の処分期間内の廃止が義務付けられている。そのため、保管事業者及び所有事業者の指導等にあたっては、電気事業法に該当する高濃度PCB使用製品が廃止される情報について、中部近畿産業保安監督部等と情報共有する等、各主体が連携して取り組む必要がある。

また、保管事業者による処理及び所有事業者による廃棄の状況を踏まえ、必要な場合には速やかに、PCB特別措置法第12条の規定に基づく改善命令を発出し、処理を確実に進めるものとする。

なお、保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、高濃度PCB廃棄物を期限内に処分する法的な義務を有する保管事業者が不明確になり、関係事業者に対する指導に支障が生じ、処理が滞っている事案に対し、計画的処理完了期限を達

成するため必要な場合には、P C B特別措置法第13条の規定に基づき行政代執行を行う。

2 低濃度P C B廃棄物及び低濃度P C B使用製品

低濃度P C B廃棄物及び低濃度P C B使用製品については、P C B汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多いといった課題を踏まえ、国において、今後、正確な全体像を把握することとし、そのための方策について検討することとされているところである。また、国において、低濃度P C B廃棄物の保管及び低濃度P C B使用製品の所有の状況の調査の仕組みを検討している。そのため、これらの検討内容を踏まえて、関係業界に対して周知及び適切な指導に努めていく。

なお、低濃度P C B廃棄物については、国の認定によるP C B廃棄物無害化処理施設又は都道府県知事等の許可による施設において処理を行うこととしており、施設の設置状況について、保管事業者への情報提供に努めていくとともに、今後、一層の処理の推進を図っていく必要がある。

また、現在、国においては、低濃度P C B廃棄物の処理体制の充実・多様化について検討しており、その把握に努めるとともに、関係業界への周知及び適切な指導に努めていく必要がある。

第2節 監視及び指導の徹底

県は、P C B廃棄物の処分期間内における確実かつ適正な処理の推進を図るため、保管事業者、所有事業者、収集運搬業者等及び処分業者等に対して、次のとおり監視、指導を強化する。

- ・ 紛失及び不適正処理の未然防止とともに、P C B廃棄物の処分期間内の処理及びP C B使用製品の処分期間内の廃棄に向けて、立入検査及び監視パトロールを強化する。

また、保管事業者における保管及び所有事業者の使用実態の把握に努め、P C B廃棄物の適正な保管及びP C B廃棄物の保管状況等届出書の提出、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置の徹底を図るとともに、P C B使用製品のできるだけ早期の代替品への転換を周知・啓発する。

- ・ 個々のP C B廃棄物に個体管理番号付きステッカーの貼付けを指導し、P C B廃棄物の紛失及び不適正処理の未然防止を徹底する。

また、紛失及び不適正処理に対しては、保管事業者又は所有事業者の責任を明らかにして、追跡調査によりP C B廃棄物の回収に努めるとともに、必要に応じて環境モニタリングを実施する。

- ・ P C B廃棄物の処分期間内の処理を確実かつ適正に完了させるため、処分業者等に対して、受入基準及び受入計画の策定を指導するとともに、この受入基準等に基づき、収集運搬者に対しては、計画的な搬入を指導する。

また、収集運搬に当たっては、「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」の遵守を徹底するほか、収集運搬業者に対しては、GPSを利用した車両運行管理システムによる安全かつ効率的な収集運搬を指導する。

なお、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処理にあたり、豊田P C B処理事業所以外の事業所で処理するものに係る収集運搬については、処理事業対象地域及び

通過地域の広域協議会等と調整した収集運搬の方法等の徹底を指導する。

- ・ PCB廃棄物は、工場の増改築や解体時に誤って処分される可能性があるため、建設業者、解体業者等に対して、他の廃棄物と混在することのないよう、建設リサイクル法に基づく解体等の届出時や、講習会等の機会を通じて、PCB廃棄物の事前点検、適正保管について周知啓発に努める。
- ・ 警察、市町村と連絡を密にし、一体となって不適正処理の防止の徹底を図るとともに、隣接県等との情報交換や、協議・協力体制を充実する。

第3節 関係者相互の連携

県は、国、関係の県及び26条政令市、保管事業者、所有事業者、収集運搬者、処分業者等と相互に連携、協力して、次のとおり確実かつ適正なPCB廃棄物の処理を計画的に推進する。

また、処理施設が設置されている地元自治体に対しては、処理に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、県及び東海地区広域協議会として、豊田PCB処理事業所周辺における環境モニタリングの実施など、積極的な協力を行うこととする。

- ・ 東海地区広域協議会等を活用して、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が、計画的に進められるよう関係の県、26条政令市及び処分業者と相互に連携し、調整する。
- ・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社のうち、豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理する場合は、円滑な処理促進のため、当該事業対象地域の広域協議会等と調整し、連携を図る。
- ・ 中部近畿産業保安監督部及び関係団体等と連携し、PCB廃棄物の保管状況及びPCB使用製品の所有状況を把握する。
- ・ 電気事業法の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物については、同法の枠組みを最大限活用し、確実に廃棄し処分委託されるよう必要な措置を講ずる。
- ・ 国と連携して、保管事業者及び所有事業者に対しPCB特別措置法に基づく届出及び処理期限内の処分及び廃棄に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し周知徹底を図る。また、収集運搬業者及び処分業者等に対し、PCB特別措置法及び廃棄物処理法の遵守を指導徹底する。

安定器については、廃棄に向け、県、国、関係団体等が連携しながら取組を進めるとともに、電気保安関係者も高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物の廃止に向けた取組に際して、安定器の廃棄に向けた周知に努める。また、安定器については、電気事業法の電気工作物には該当しないものの、PCB特別措置法に基づく廃棄・処分委託に向けた取組に加えて、PCB使用電気工作物の廃止に向けた取組に際しても、「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」を活用し関係者の連携体制を強化しつつ、廃棄・処分委託に向けた周知を行っていく。

第4節 緊急時の対応

収集運搬経路における事故の発生時等に速やかな対応が図られるよう、東海地区広域協議会において広域（中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理する場合の収集運搬を含む。）における緊急時連絡体制を確保する。

また、収集運搬経路及び処理施設において、万一緊急事態が発生した場合は、県、26条政令市、地元市町村、警察、消防等関係機関及び収集運搬者等の関係者と連携して、被害及び影響の拡大防止など、適切な対策を早急に講ずる。

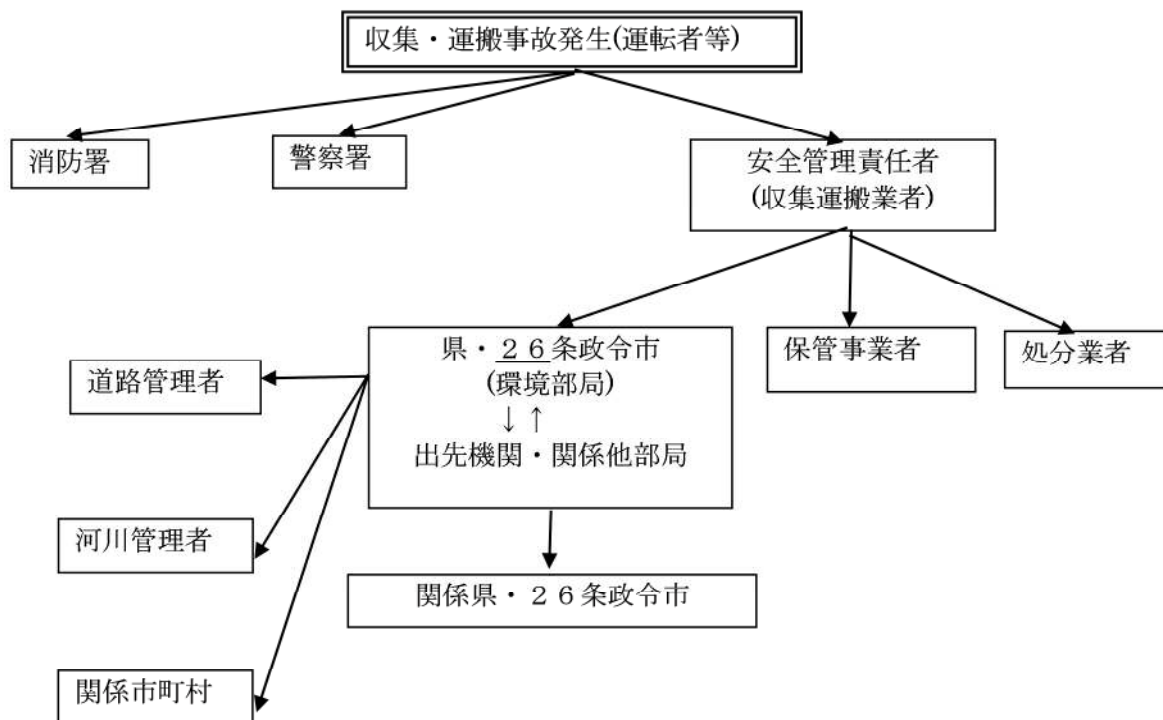


図4-4-1 収集運搬経路における緊急時連絡体制の概要

第5節 県民の理解を深めるための方策

PCB廃棄物の処理体制を確保し、処理を推進するためには、県民、事業者の理解を得て、その協力の下に円滑に施策を推進することが不可欠である。

県は、PCB廃棄物処理の安全性、信頼性に対する県民の理解を深めるため、PCB廃棄物の保管及び処分状況等に係る届出状況を的確に把握し、毎年公表するとともに、啓発パンフレットやホームページ等の媒体を活用して、PCBに関する正しい情報を広く提供する。

処分業者等に対しては、PCB廃棄物の搬入、処分の状況や排出モニタリング結果等PCB処理に関する情報や処理施設を積極的に公開するとともに、保管事業者に対してはその処理の委託に際して、処理施設を視察し処理状況を確認するよう周知する。

さらに、PCB廃棄物処理施設の地元市町村が住民参加により処理施設を監視するため監視委員会等を設置する際には、その委員会等に参加し、市町村と連携してリスクコミュニケーションの推進を図る。

第6節 その他必要な事項

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジについて昭和49年以前に製造されたものには、PCBを含む部品を使用した製品があり、これらの家電製品の製造者により部品の取り外し及び保管が行われてきたところである。

市町村が収集した廃家電製品の処理に際しては、これまでどおり当該家電製品の製造者にPCBを含む部品の取り外しを依頼するなど、PCBを含む部品からの環境への排出を抑制していく。